《　　　　　　　　　　　　　　　　　》消防計画

年　　月　　日作成

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、　　　　　　　　　　の防火管理について、必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この計画に定めた事項は、　　　　　　　　　　に勤務し、出入りし、又は居住するすべての者が守らなければならない。

（管理権原者の責務）

第３条　管理権原者は、防火管理業務に関するすべての責任を持つ。

２　管理権原者は、管理監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

３　管理権原者は、防火管理者を選任した後、　　　消防署長に「防火管理者選任・解任届出書」を届け出なければならない。

４　管理権原者は、防火管理上必要な業務を遂行するために、必要な指示を防火管理者に与えなければならない。

５　防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥事項がある場合は速やかに改修しなければならない。

（防火管理者の責務）

第４条　防火管理者は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってすべての権限を有し、次の事項を行う。

⑴　消防計画の作成、検討、変更及び届出

⑵　消火、通報及び避難誘導訓練の実施及び指導

⑶　火災予防上の自主検査及び監督（建築物、火気使用設備器具等、危険物施設等）

⑷　消防用設備等及び防火対象物の点検及び整備

⑸　火気の使用の制限・禁止又は取扱いに関する指導及び監督

⑹　収容人員の把握と適正管理

⑺　従業員に対する防火、防災教育の実施

⑻　改装等の工事中の防火対象物における防火管理

⑼　通路、階段等の避難施設及び防火戸等の防火施設の維持管理

⑽　管理権原者への提案及び報告

⑾　前各号に掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項

⑿　消防計画に基づく維持台帳（消防機関に届け出た書類や消防訓練の実施記録等を編さんするもの）の作成及び管理

（消防機関への報告、連絡）

第５条　防火管理者等は、次の事項に該当するときは、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

　⑴　防火管理者を選任（解任）したとき

　⑵　消防計画を作成（変更）したとき

　⑶　消防用設備等及び防火対象物の点検結果を報告するとき

　⑷　自衛消防訓練を行うとき（事前連絡）

　⑸　建物の改修や消防用設備等の変更等を行うとき

⑹　火を使用する設備等を設置したとき

⑺　少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いを行うとき

⑻　その他防火管理について必要なとき

（自主検査）

第６条　防火管理者は次の検査を自ら行い、または検査を行う者を指名し検査を行わせ防火管理者に報告させる。

⑴　日常検査

１日の業務終了後、別表１に定める検査票に基づき検査を実施する。

⑵　定期検査

月に１回、別表２に定める検査票に基づき、建物、火気使用設備器具等について検査を実施する。

２　防火管理者は、不備欠陥等について改修計画を策定し改修等を行う。

（消防用設備等及び防火対象物の点検及び報告）

第７条　消防用設備等及び防火対象物の法定点検は、消防用設備等点検業者及び防火対象物点検業者に委託して、下表のとおり定期的に行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 点検実施月 | | |
| 機器点検 | | 総合点検 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |
| 防火対象物点検 | 月 | | |

２　防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告するとともに、不備欠陥等の改修について意見等を行う。

３　管理権原者は、消防用設備等の点検の結果、不備欠陥があったものについて改修を行わなければならない。

４　消防用設備等及び防火対象物の点検結果については、「消防計画に基づく維持台帳」に記録するとともに、　年に１回　　消防署長に報告する。

（従業員等の守るべき事項）

第８条　従業員等は次の事項を遵守しなければならない。

⑴　避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物品を置かないこと。

⑵　喫煙は、指定された場所で行うこと。

⑶　火気使用設備・器具を使用する場合は、指定の場所で使用し、周囲の可燃物を除去し、使用後の点検及び安全確認を実施すること。

⑷　防火戸の付近に、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

（工事中の安全対策）

第９条　防火管理者は、増改築等の工事を行う場合は、工事関係者に対して必要に　応じ次の事項を指示しなければならない。

⑴　工事計画書の事前の提出

⑵　指定された場所以外での喫煙及び裸火の取扱いの禁止

⑶　作業場ごとの火気管理の責任者の指定及び掲示

⑷　溶接その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備

⑸　塗料などの危険物を使用する場合の防火管理者の承認

⑹　資機材等の整理整頓

（放火防止対策）

第10条　次の事項に留意し、放火防止対策を講じる。

⑴　建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

⑵　物置及び倉庫等の施錠を励行する。

⑶　終業時には、火気及び施錠の確認を行う。

⑷　不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。

⑸　ゴミ類は、ゴミ収集日の朝まではゴミ集積場に出さない。

（収容人員の管理）

第11条　催物等においては、収容人員を管理し、混雑が予想される場合は、あらかじめ避難通路の確保や避難誘導担当員を配置するなどの必要な措置を図る。

（自衛消防の組織の編成及び任務）

第12条　自衛消防の組織を別表３のとおり編成する。災害発生時、自衛消防の組織は各係と協力して活動を行う。

（地震対策）

第13条　地震時の災害の予防及び地震発生時の活動は、次に掲げる事項を行わなければならない。

⑴　工作物の落下及び避難通路への物品の転倒、落下その他避難等に支障が生じないよう十分に確認する。

⑵　非常持出品の準備をする。

⑶　地震発生時、全ての火気使用設備・器具の使用を停止する。

⑷　地震発生時、身の安全を確保した後、安全な場所へ避難する。

（東海地震予知情報及び警戒宣言発令時等の対応）

第14条　警戒宣言発令時、次に掲げる事項を行わなければならない。

⑴　防火管理者は、東海地震に関する情報（南海トラフ地震に関する情報を含む。）が発表された旨を事業所内に連絡する。

⑵　自衛消防の組織は、東海地震に関する情報（南海トラフ地震に関する情報を含む。）を知ったときは、別表３に定める活動を行う。

（教育）

第15条　防火管理者は、従業員等に対して防災知識の周知徹底を図るため、次の教育を実施する。

⑴　消防計画について

⑵　出火防止対策について

⑶　火災発生時及び地震発生時の対応について

⑷　その他火災予防上必要な事項について

（自衛消防訓練）

第16条　防火管理者は、下表のとおり自衛消防訓練を年に　回以上行う。

なお、実施にあたりその旨をあらかじめ　　　消防署に通報しなければならない。

また、大規模地震対策特別措置法に基づく避難訓練（南海トラフ地震に係る防災訓練を兼ねる。）は、１年に１回実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 内　容 | 実施予定 | |
| 総合訓練 | 消火、通報及び避難誘導の連携訓練 | 月 | 月 |
| 部分訓練 | 消火訓練 | 月 | 月 |
| 通報訓練 | 月 | 月 |
| 避難訓練 | 月 | 月 |
| 大規模地震対策特別措置法に基づく避難訓練※ | | 月 | |

　　※南海トラフ地震に係る防災訓練を兼ねる。

（消防計画に基づく維持台帳の編冊、整理及び保管）

第17条　防火管理者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等をこの計画とともに取りまとめ、消防計画に基づく維持台帳に編冊、整理及び保管する。

（防火管理業務の一部委託）

第18条　防火管理業務の一部を警備会社等に委託する。委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表４（防火管理業務の一部委託）のとおりとする。

附　則

この消防計画は、　　　年　　月　　日から実施する。

網掛け部分は、該当しない場合削除してください。

別表１（日常自主検査票）　　　　　　年　　　　月

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 曜日 | 検査項目（該当しない項目は削除してください。） | | | | |  |
| 避難通路等  の管理 | 吸い殻の処理 | 建物周囲の  可燃物の管理 | 火気設備器具  の状態 | 電気器具  の状態 |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |

（備考）検査を実施し、良好の場合は〇を、不備・欠陥のある場合は×を記入する。

別表２（定期自主検査票）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施項目 | | 確認箇所 | 確認結果 |
| 建物構造 | 柱・はり・壁・床 | コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落等はないか |  |
| 天井 | 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。 |  |
| 窓枠・サッシ・ガラス | 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。 |  |
| 外壁・ひさし・パラペット | 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れや浮き上がり等はないか。 |  |
| 避難施設 | 避難通路 | 避難通路の幅員が確保さているか。  避難上支障となる物品等を置いていないか。 |  |
| 階段 | 階段に物品が置かれていないか。 |  |
| 避難階の  避難口 | 扉の開放方向は避難上支障ないか。  避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。  避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。 |  |
| 火気設備器具 | 厨房設備 | 可燃物品からの保有距離は適正か。  異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。  燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| ガスストーブ石油ストーブ | 自動消火装置は適正に機能するか。  火気の周囲は整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | 電気器具 | コードに亀裂、劣化、損傷はないか。  タコ足の接続を行っていないか。  許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| その他 | 危険物 | 容器の転倒や落下の防止措置はあるか。  危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。  整理、掃除状況は適正か。 |  |
| 点検実施者　　　　　　　　　　　　　　点検実施日 | | | |

（備考）検査を実施し、良好の場合は〇を、不備・欠陥のある場合は×を記入する。

防火管理者又は防火管理者が指名する防火責任者等は、毎月１回以上、定期自主検査票に基づき検査を行う。

別表３（自衛消防の組織の編成及び任務）

自衛消防隊長（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 各種担当者 | 災害発生時の活動 | 警戒宣言発令時等の活動 |
| 通報連絡担当  （　　　　　　　） | ○119番通報 | ○情報収集 |
| ○消防隊へ情報提供 | ○自衛消防隊長へ情報伝達 |
| ○被害状況の把握 | ○被害状況の把握 |
| 初期消火担当  （　　　　　　　） | ○消火器等を使用し初期消火 | ○点検担当 |
| ○消防隊との連携 | ○建物内の危険箇所を調査 |
|  | ○自衛消防隊長へ情報伝達 |
| 避難誘導担当  （　　　　　　　） | ○避難者の誘導 | ○避難誘導 |
| ○逃げ遅れの確認 | ○避難口を開放 |
| ○避難通路の確保 | ○自衛消防隊長へ情報伝達 |

別表４（防火管理業務の一部委託）

**防火管理業務の委託状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 受託者の氏名  及び住所  法人にあっては  名称及び主たる  事務所の所在地 | （受託者）  名　称  氏　名 |
| 住　所（所在地） |
| 受託者の行う防火  管理業務の範囲 | 火気使用箇所の点検等、監視業務  火災異常の遠隔監視及び現場確認業務  避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  火災が発生（発見）した場合の初動措置  　初期消火　　通報連絡　　避難誘導  その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  周囲の可燃物の管理  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 受託者の行う防火  管理業務の方法 | 受託区域  常駐場所  従事区分　終　日　　就業中　就業外  常駐人員  従事時間帯  巡　　回　　　回（　名） |